

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：22604

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03547

研究課題名(和文) 制度改革後の特別区における協議と調整のメカニズムの研究

研究課題名(英文) Policy consultation and coordination mechanisms between special wards and the Tokyo Metropolitan Government and among special wards after FY2000 institutional reforms

研究代表者

長野 基 (Nagano, Motoki)

東京都立大学・都市環境科学研究科・准教授

研究者番号：50367140

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：特別区協議会事務局職員、特別区長会事務局職員、特別区への権限委譲拡大が実現した2000年の地方自治法改正施行に携わった都庁担当者・総務省担当者、特別区側担当者として都区間の調整に従事してきた複数の副区長経験者という多様な主体へのインタビュー調査を実施した。これらにより、東京都と特別区および特別区間での協議と調整のメカニズムの実態把握を行った。合わせて関係する制度改革の記録・行政資料を収集した。以上の知見を活用しつつ、財政調整、児童福祉(児童相談所)、都市計画の政策領域ごとの都区間調整の実態を分析し、その成果は各種学会報告・学術論文等で刊行した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は1970代の配属職員制度廃止や2000年代の都区協議会の法定化などから現在に至るまで、都区制度における制度変化と改革がもつインパクトを長期的視野で分析することにより比較制度分析(Comparative-Historical Analysis)への貢献を行うものである。合わせて、東京に限定されていた都区制度が「大都市地域における特別区の設置に関する法律」(2012年成立)により東京以外でも設置可能となった現在、都区間調整というマルチレベル・ガバナンスの動態を明らかにする基礎的知見を構築し、今後の大都市制度の設計・運用への政策的含意を提示するものである。

研究成果の概要(英文)：In FY2000, the revised Local Autonomy Law empowering special wards raised the consultation and coordination mechanisms between the Tokyo Metropolitan Government (TMG) and wards to a new level. To understand their impacts and explore better multi-level governance, we conducted qualitative research through interviews with a diverse range of actors, including officials from the Inter-Special Wards Council and the Special Ward Mayors Association; former senior officials from the TMG and the Ministry of Internal Affairs and Communications who were involved revising the Local Autonomy Law; and several former vice mayors of wards who engaged in policy coordination with the TMG and other wards. Utilizing the findings of this work, we analyzed the policy process for each policy area, including fiscal resource allocation, child welfare (delegation of authority on child guidance centers), and urban planning. We have published various papers and conference reports on these policy dynamics.

研究分野：政治学

キーワード：マルチレベル・ガバナンス 大都市制度 政府間関係論 都区制度 地方分権

1. 研究開始当初の背景

1990年代中盤から現代までの地方分権改革をはじめとする制度改革が進められてきた。その制度改革の一つに特別区制度改革があった。戦後改革以降、制度上の位置づけが、自治体と内部団体に交互に変更されてきた特別区は、他の自治制度にはない体験を持つ。民主政治の面で戦後改革の最大の要素といえる首長直接公選制を巡っては、1947年の地方自治法制定で区長公選制が導入されるが、1952年の地方自治法改正で廃止され、約四半世紀後の1975年に再導入されるという経緯をたどってきた。また、東京都に採用された職員が各区に配属されて行政事務を担う配属職員制度も1975年まで継続して運用された。

このような都区制度は、1998年に地方自治法改正に至り、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられた。同制度改革は、2000年から施行されたこともあり、2000年改革と呼ばれている。制度改革以前には、特別区は東京都の内部的部分団体として一般的な基礎自治体とは異なる特例措置が設けられてきた。たとえば、他の市町村では市町村事務である一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務は東京都衛生局が担当していた。

この一般廃棄物の事務は2000年改革で特別区へ移管され、東京二十三区清掃一部事務組合により担われることとなった。2000年改革は都区間の役割と責任を再設計し、より特別区の自立性を高める改革であったといえる(財団法人特別区協議会2001)。

しかしながら、2000年改革は自己決定・自己責任を唱導概念とする地方分権改革とは異なる性格があった。それは、制度改革過程のなかでは「都の一体性」の必要性を国、都、区間で共有された点にあった。特別区では他の市町村では市町村歳入である固定資産税や市町村民税法人分等が特例として都税として賦課・徴収され、「都区財政調整制度」により東京都・特別区間で分け合う形態が継続されている。

結果として、特別区には、都との間での調整と協議の手続きと仕組みを制度上残置し続けることになった。2000年改革とは特別区としての自主性・自立性と大都市としての一体性・統一性の「二律背反の要素」(松本2015)をもつ改革でもあった。

こうした2000年改革以降に特別区制度を巡っては更に2つの変化が経験された。第1はグローバルな都市間競争の観点から国の政策的関与を強めて都市開発を進めようとする動向である。都市再生特別措置法(2002年制定)では、自治体の申請に基づき国が指定する「都市再生緊急整備地域」において、特別な規制緩和が適用される。都市再生の推進枠組みは、1990年代中盤以降の、とりわけ市町村自治体重視の分権化の潮流とは異なる国・都道府県の役割重視のものであった。

第2に2012年成立の「大都市地域における特別区の設置に関する法律」により、1943年の導入以来、東京都に限定されてきた都区制度が、人口要件を満たせば、指定都市が置かれている道府県ではどこでも設置を可能とする手続きが整えられた。都区制度は一般的制度へと移行したといえる。

このような政策・制度環境の変化の下にあって、日本の地方自治史上、制度改革の実験場ともよぶことができる東京都・特別区との関係を、2000年以降の制度改革後の特別区の政策対応を中心に実証的に考察することは、EUにおける政策動向等を受けて改めて学問的関心が高まっている政府間ガバナンス(マルチレベル・ガバナンス)(曾我2008・2013)に関する理論的知見の深化に貢献するものと期待された。同時に、日本の今後の大都市地域における自治制度に関する制度設計・運用へも実践的な知見を析出することが期待された。

2. 研究の目的

本研究は「マルチレベルで実施された制度改革は、大都市地域の自治体にどのようなインパクトを与えたのか」の視角より、東京都特別区を対象に、都区間・区間の政府間での協議と調整のメカニズムの動態を解明する。前項目で整理したように1990年代以降進められてきた制度改革には2つの力学があった。一つは自治体の自立性を高める傾向である。もう一つは、グローバル競争を前提とし国家による戦略(選択)的な集権化の進展であった。この二つの相反する力学が直接交流し緊張関係・事象が端的に現れた地域は大都市地域であった。本研究では2000年以降の制度改革後の特別区の政策対応を中心に異なる政府間での協議と調整メカニズムの史的展開、運用、政策分野での実証研究を通じて、マルチレベル・ガバナンスに関する理論的知見を深化する。そして、今後の大都市地域における自治制度に関する制度設計・運用への知見を析出する。

3. 研究の方法

本研究では、特別区における協議と調整のメカニズムの変遷と移行過程、メカニズムの運営上の特性、個別政策・制度における同メカニズムの実態把握と課題を抽出すべく、経路形成の分析から制度形成の分析、政策領域間での同メカニズムの運営分析を通じた、調整メカニズムの運営実態の解明を行った。具体的には、最先端の行政理論の専門家を招聘した研究会を開催し分析枠組みへの理論的知見を摂取しつつ、研究代表・分担者による資料調査及び実務者へのインタビュー調査にもとづき、都区間の協議と調整の認識構造を把握した。

研究期間全体を通じて、特別区協議会事務局職員、特別区長会事務局職員、特別区への権限委譲拡大が実現した 2000 年の地方自治法改正施行に携わった当時の東京都担当者・自治省（現総務省）担当者、長年にわたり特別区内で都区間調整に従事してきた副区長経験者、都政取材する専門誌記者、そして、東京都および特別区の都市計画所管部局関係職員（経験者を含む）、福祉（児童相談所）所管部局職員（経験者を含む）等の当事者に対するインタビュー調査を実施した。これらに加えて、各政策分野別資料と並行して、行財政運営の基盤となる都区財政調整制度をめぐる行政資料・歴史資料も収集した。

4. 研究成果

(1) 都区間財政調整領域の分析（主たる成果：箕輪 2022）

特別区財政調整交付金は「都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため」（地方自治法 282 条の 1）を目的とする。都区財政調整制度は、国から地方自治体へ財政資源移転を行う地方交付税交付金制度と同様に、その算定方法では基準財政需要額から基準財政収入額を除いたものを交付額の基本とする。外形的には地方交付税制度と都区財政調整制度は共通性が高い。

地方交付税制度は安定的な財源確保を目的として、国税の一定割合が交付税率として定められており、交付金の財源となる。他方、都区財政調整の場合は、「研究開始当初の背景」で触れたように、一般の市町村では市町村税の一部の税として納付される税（固定資産税や市町村民税法人分等）を都税として賦課・徴収した後、交付金の財源となる。そして、都の条例に基づき配分割合を定めて都側と特別区側とで分け合ってきた。

しかし、地方交付税交付金制度と都区財政調整制度には大きな違いが存在する。地方交付税交付金における交付基準や各種補正基準、需要額の算定基準等は国が一方的に決める構造である。他方、都区財政調整制度では都区協議会で都と特別区を代表する区長達が協議することが制度化されている（自治法第 282 条の 2）。つまり、特別区財政調整交付金は都区間での毎年度の政治的交渉の結果となる。都区協議会という政治的レベルでの協議メカニズムを稼働させるためには、特別区側は各ブロック課長会、関係課長会、関係部長会、関係助役会（副区長会）といった各レベルの実務者協議の場を組織して、特別区間、そして都側実務者と間でコミュニケーションを図ってきた。

こうした基本的構造は「2000 年改革」において、都区協議会が法定化された点では大きな変化となり、実態としての協議メカニズムの大枠は維持されてきた。しかし、「2000 年改革」を契機に、それまで特別区側の事務局の役割を果たしてきた財団法人特別区協議会の役割が転換した。すなわち同協議会が仲介役として取りまとめる構造から、任意団体ではあるが特別区長会事務局の設立によって特別区側が独自に各区の意見調整を行っていく仕組みへと移行したのである。特別区協議会は都からの出向者が少なからず占めていた人事面の構図から、特別区側の出向者を中心とする区長会事務局に移行したということでもある。これらにより仲介役に都側が少なからず介在していた構造から、仲介役においても区側の人材が中心となる都区間の一体性・統一性の構造に変化した。基本的な調整プロセスは財団法人特別区協議会が仲介役を担っていた時代と変化が無いとされるが、仲介役の構成者が変化したことは事実で、区の自律性の拡大と共に、都区財政調整における財源の配分割合の変更時の交渉様態に変化が生じた可能性はある。事実それ以降の財源の配分割合の変更時は、常に協議が難航し、結果的に区長会幹部と副知事の間での非公式な交渉の場で実質的に調整がなされるのが通例になってきている。

都区制度というマルチレベル・ガバナンスは、東京都と 23 特別区の個々の自治体の二者間関係だけでは都区制度は理解できない。「2000 年改革」までは、都区制度改革のアドボケーターともなり、関係課長会、関係部長会、助役会といった各種調整事務局も担った財団法人特別区協議会が大きな役割を果たした。2001 年に設立された区長会事務局は特別区協議会から機能分岐したが、明確な行政区域を持たないが都区制度に関与し、影響力も低くない。こうした調整を担う団体も含めて考えることが都区制度を考えるにあたって重要である。これは「大都市地域における特別区の設置に関する法律」において一般制度となった都区制度の新規導入の事例に対して重要な政策的含意を読み取れるだろう。

以上、財政調整での協議・調整メカニズムは、長い経験が蓄積された東京の都区間では「紳士協定」的な前提をもとに運営されてきた。だが、新たに都区制度が導入される場合にはそのような前提、ないしは制度遺産が構築されない中で制度運用が開始されることにもなりうる。そこで協議と調整の安定性を導くには慎重な運用が関係主体間に求められよう。

(2) 児童福祉（児童相談所）領域の分析（主たる成果：松井 2019）

児童相談所の東京都から特別区への移管・設置の論議は、「2000 年改革」を跨ぐ 30 年以上に及ぶ都区間での協議事案であった。そのため、協議は難航し、合意が成立したとは言い切れない状況が続いた。制度改革の議論の初期段階では協議の場が移転され、中期には協議内容の規制強化とともに協議の場の非開催という不履行がおき、財源面での協議成立がないままに児童相談所の設置手続きに移行した。「2000 年改革」以前の制度改革では都区間では合意が前提とされな

から協議が進められてきたことに比べれば、制児童相談所の移管・設置では合意はないまま進められた点が特徴的であった。

児童相談所の移管・設置を巡る政策過程では、特別区側の自主性・自立性と非一体性・非統一性が見られた。児童相談所の移管・設置をめぐる 23 区の行動で最も特徴的な点は非設置区の発生であった。児童相談所の移管を可能とした児童福祉法改正の趣旨である任意設置という制度条件からすれば、設置時期が「まだら」となり、非設置を選択する区が現れたのは、制度が予期した帰結であった。しかし、従来の特別区の行動であれば、都区協議に臨むにあたり事前に区間での合意を形成し、一体的・統一的に行動することが前提であった。都区間協議には、区間での合意形成と都区間での合意形成の 2 層からなる「合意形成の入れ子構造」(嶋田 2019)があったためである。そのため、制度改革以前では、制度改革論議の場で区間での合意形成はあまり論点とはならなかった。23 特別区総体としての一体性・統一性を確保できるだろうという予期が 23 特別区内にあったためである。このような児童相談所の移管・設置を巡る一体性・統一性の「空洞化」(金井 2012)は 2000 年の都区制度改革の成果でもあり、同時期に行われた第一期地方分権改革の成果でもある。児童相談所の移管・設置は従来の協議の構造の均衡を失することになった。区側の自主性・自立性と非一体性・非統一性が、都区間での合意形成を前提としない政府間協議へと導いた。

児童相談所の移管・設置を巡る政策過程の分析から析出された知見の第 2 は、調整部局の変容がある。都区間協議では、従来より東京都の総務局行政部区政課が調整部局の役割を担当してきた。国で地方自治制度を所管した自治省の機能として代弁・擁護、監督・統制、牽制・干渉の 3 つがあるとされる(谷本 2019)。区政課の機能もまた、都庁内では区側を代弁・擁護しつつ、他方で人事・都区財政調整制度を通じて区側への監督・統制を進め、さらには、個別行政(部署)による区への関与を牽制しつつ財源を通じて干渉してきたのである。しかし「2000 年改革」以降、都区間では制度的には都区間での分離が実現され、さらには都(区政課)・区(区長会・特別区協議会)間での人事的交流が、既述のように制度改革以前に比べれば限定された。これらにより都区それぞれが自主的・自立的に運営するようになったのである。「2000 年改革」以降も、都区間協議の構造は外形的には基本的には変わらないものの、制度改革以降、両者の距離は広がった。これにより、代弁・擁護の機能の比重は大きく下がり、残りの 2 つの機能が中心となっている。加えて、都庁内での人事ローテーションの頻度が高まり、区政課に所属し続ける職員が限られてきた。そのため、個別行政に対する牽制も抑制的となり、一般的事項のみに専門分化する部署となりつつあった。つまり、都から区への監督・統制、干渉機能が中心となり、児童相談所の移管を巡る都区間合意の困難さには、両者をつなぎ合わせる調整部局の変容に起因する要素が存在していると考えられる。

(3) 都市計画領域の分析(主たる成果:長野 2018・2020)

2000 年代の東京の都市計画を特徴づける「都市再生」政策は、1990 年代半ばに準備された『とうきょうプラン'95:生活都市東京をめざして』(1995 年)から『東京の新しい都市づくりビジョン:都市再生への確かな道筋』(2001 年)を経て具体化した東京都自身の“都心重視”政策と、国の都市再生特別措置法と都市計画法改正による「都市再生緊急整備地域」導入等の法的環境整備(2002 年)の上で進んできた。本研究が注目する「2000 年改革」による転換ではない。

1960 年代の美濃部都政以降の東京都の都市計画政策の基本にあったものが都心部の集中を抑制する「多心型都市構造」であり、これは国とも共有するものであった。「多心型都市構造」を示す(第 1 次)東京オリンピック前年の『大都市再開発懇談会第一次中間答申』(1963 年 3 月)は建設省の審議会によるものであるが、事務局スタッフの大半は東京都からの出向者であった。

バブル経済期の鈴木都知事時代に掲げられた「マイタウン構想」と第二次東京都長期計画(1986 年)で整理された政策目標としての「多心型都市構造」は“区部の 7 副都心および 5 つの多摩の「心」”を構築することで都心部への業務系機能の集中を抑制しようとするものであった。しかし、これは『東京の新しい都市づくりビジョン』(2001 年 10 月)で「都心集中型都市構造」が位置づけられることで明確に放棄された。

この『東京の新しい都市づくりビジョン』の編成では関係課長会、関係部長会等の多くの会議が輻輳して調整が行われている。“都心”と“その他”を明確に分ける政策は特別区としての一体性・統一性を否定する側面を持つが、都・特別区間、そして、特別区間での対立という事態には至っていない。ヒアリング調査の回答者のひとりには不満が噴出しなかった理由として同「ビジョン」で記載されている地区別目標像と実施計画で「開発が紐づいている」ことが示されたため、としている。

特別区エリアにおける都市計画は 2000 年以降も基本的な都市計画決定・(大規模)開発許認可を都が保持する構図に変化はない。一方、具体の事案での都市計画決定では区側が原案を作成し、それを尊重して東京都が決定するのが一般的である。その意味で区側が「事実としての自治」を持つ状態となっている。個別の開発事業や地区計画策定での都区間調整では、区担当部署職員が都庁(都市整備局)へ「日参」して双方の意思をすり合わせることに加えて、都・区職員によるアドホックな協議体を設置して協議・調整する形態に変化はない。ここにおいて、調整部局とし

ての都庁総務局行政部政課が関与することはほぼない。

2000年代に導入された「都市再生緊急整備地域」では、国・都・区の間で都市計画の決定権が階層化されるマルチレベル・ガバナンスの枠組みが設定された。第1に「都市再生緊急整備地域」の指定は都の申請に基づき国が政令で行う。第2に東京都は「都市再生緊急整備地域」内での「都市再生特別地区」指定を行う。そして、同地区を対象に民間開発事業者が提示する「公共貢献」内容を総合的に審査して、上記の各種都市計画規制への緩和（許認可）を行う。

第3に特別区は「都市再生特別地区」における大規模建築物等の建築等に係る事前協議度により民間開発事業者との協議を行う。そして、区の権限の範囲で「地区計画」決定を行う。ここにおける民間デベロッパー企業が担う「都市再生事業」においても基本的な権限は東京都が持つものの、事業認可過程に加えて事業遂行段階でも区は一定の発言権を持つ構造となっている。そして、同地域ごとに「都市再生緊急整備協議会」が関係機関（国・都・区・開発事業者等）により組織され、協議・調整が行われる枠組みが導入されている。現時点において深刻なコンフリクトが経験されていないことから、この制度配置も区の政策意向の反映を後押しするものと考えられる。

【引用・参考文献】

- 財団法人特別区協議会（2001）『平成21年都区制度改革の記録』財団法人特別区協議会
- 嶋田暁文（2019）「人口減少・経済減少時代の合意形成」金井利之編著『縮減社会の合意形成：人口減少時代の空間制御と自治』第一法規
- 曾我謙悟（2013）『行政学』有斐閣
- 曾我謙悟（2008）「政府間ガバナンスに関する最近の研究動向」『年報政治学2008 - 』木鐸社。
- 谷本有美子（2019）『「地方自治の責任部局」の研究：その存続メカニズムと軌跡 [1947-2000]』公人の友社
- 長野基（2018）「東京の都市再生施策に見る都市計画行政の構造変化」日本行政学会2018年度研究会分科会B「都市計画行政の「官」と「民」」日本行政学会（2018年5月26日。於 東京大学本郷キャンパス）
- 長野基（2022）「分権化と自治区の都市計画」ヤンジェソプ・饗庭伸編（2022）『ソウルが見た東京、東京が見たソウル：2000年代ソウル・東京の都市空間政策の比較』（ ）， ），ソウル研究院（ ）， 253-272。（出版言語：韓国語）
- 松井望（2020）「制度改革以降の都区間協議：児童相談所の移管・設置論議を対象に」日本行政学会2020年度研究会ポスターセッション（2020年5月23日。オンライン）
- 松本英昭（2015）『新版逐条地方自治法第8次改訂版』学陽書房
- 箕輪允智（2022）「都区財政調整をめぐる協議と調整」『東洋法学』66(1), 1-30.
- Mahoney, James and Thelen, Kathleen (2015) *Advances in Comparative-Historical Analysis*, Cambridge University Press.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計27件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 12件）

1. 著者名 箕輪允智	4. 巻 66巻1号
2. 論文標題 都区財政調整をめぐる協議と調整	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東洋法学	6. 最初と最後の頁 1-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34428/00013725	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松井望	4. 巻 26号
2. 論文標題 技術職・専門職の確保育成の現状とこれから：専門人材の「共同活用」に向けた自治体間協力の可能性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 マッセOSAKA研究紀要	6. 最初と最後の頁 41-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松井望	4. 巻 6853号
2. 論文標題 「行政の無謬性神話」を超えて：しなやかであり続ける都政に期待して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 都政新報	6. 最初と最後の頁 6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 箕輪允智	4. 巻 66巻3号
2. 論文標題 《翻訳》私訳 1998年ベルファスト和平合意	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 東洋法学	6. 最初と最後の頁 213-267
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.34428/00014255	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 Masatoshi NINOWA	4. 巻 No.5
2. 論文標題 Job Perspectives of University Students Aspiring to Become Civil Servants using Q sort: Based on the 2020 Toyo University Student Survey	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Japanese Society and Culture	6. 最初と最後の頁 71-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 長野基	4. 巻 113巻5号
2. 論文標題 自治体計画における住民参加の内実を問う	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 79-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲垣浩	4. 巻 59巻1号
2. 論文標題 知事と組織編成 一九八〇年代以降の府県組織改革とその過程 (二・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 1-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲垣浩	4. 巻 59巻2号
2. 論文標題 戦後初期における中小自治体の組織・人事の一事例 (二・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲垣浩	4. 巻 59巻3号
2. 論文標題 セメントと味噌蔵 地域における開発政策と地方政治の構造	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 1-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 箕輪允智	4. 巻 65
2. 論文標題 Q方法論を用いた公務員志望大学生の仕事観類型：2020年東洋大学生調査から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 東洋法学	6. 最初と最後の頁 181-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 林嶺那, 深谷健, 箕輪允智, 中嶋茂雄, 梶原静香	4. 巻 56
2. 論文標題 公共サービス動機づけ(Public Service Motivation)と職務満足度等との関連性に関する実証研究：最小二乗回帰と分位点回帰による特別区職員データの分析	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 年報行政研究	6. 最初と最後の頁 165-188
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井望	4. 巻 111(12)
2. 論文標題 技術職・専門職の確保・育成のための「広域連携」方策：論議から実践へ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 57-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林嶺那・深谷健・箕輪允智・中嶋茂雄・梶原静香	4. 巻 33(1)
2. 論文標題 Q方法論の技術的な改善の動向に関するレビュー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政社会論集	6. 最初と最後の頁 1-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 箕輪允智	4. 巻 64(3)
2. 論文標題 Q分類(Q sort)と比較による公務員志望大学生の仕事観:2020東洋大学生調査から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋法学	6. 最初と最後の頁 75-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 稲垣浩	4. 巻 (55)
2. 論文標題 書評 谷本有美子『「地方自治の責任部局」の研究:その存続メカニズムと軌跡[1947-2000]』(公人の友社、2019年)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 年報行政研究	6. 最初と最後の頁 134-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 箕輪允智	4. 巻 第63巻1号
2. 論文標題 戦災復興を契機とした内発的依存体制の形成 長岡市の戦災復興より	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東洋法学	6. 最初と最後の頁 77-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 箕輪允智ほか4名	4. 巻 第32巻第3号
2. 論文標題 Q方法論 (Q methodology) の行政学への応用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政社会論集	6. 最初と最後の頁 195-233
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 松井望	4. 巻 第110巻第9号
2. 論文標題 分権改革以降の自治体計画策定 - 国の < 計画信仰 > と自治体の「村度・追従」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 都市問題	6. 最初と最後の頁 48-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲垣浩	4. 巻 第57巻第4号
2. 論文標題 戦後初期における中小自治体の組織・人事の一事例 (一) - 「大牟田市課員名簿」の分析を通じて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 15-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲垣浩	4. 巻 第56巻1号
2. 論文標題 戦後地方公務員任用制度の形成：「選考」規定の成立と任用の実態	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 1-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 稲垣浩	4. 巻 第56巻4号
2. 論文標題 知事と組織編成 一九八〇年代以降の府県組織改革とその過程(一)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 國學院法学	6. 最初と最後の頁 1-61
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井望	4. 巻 第17号
2. 論文標題 「基本方針による管理」と計画化：総合戦略と総合計画を事例に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公共政策研究	6. 最初と最後の頁 40-51
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井望	4. 巻 No.159
2. 論文標題 書評 原田久著『行政学』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊行政管理研究	6. 最初と最後の頁 71-77
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 箕輪允智	4. 巻 第61巻1号
2. 論文標題 資源と自治 - 新潟県柏崎市のガバナンス動態 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 東洋法学	6. 最初と最後の頁 83-186
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 箕輪允智	4. 巻 31巻2号
2. 論文標題 書評 磯崎 初仁 (著) 『知事と権力 神奈川から拓く自治体政権の可能性』	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 自治体学	6. 最初と最後の頁 42-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計19件 (うち招待講演 8件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 長野基・星卓志
2. 発表標題 用途地域の運用を支える人材
3. 学会等名 用途地域研究会「用途地域見直しを考える」(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松井望
2. 発表標題 ライフヒストリー調査から見た女性職員の昇進とキャリア形成：東京都職員調査をもとに
3. 学会等名 自治体学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 稲垣浩
2. 発表標題 自治体ライフヒストリー研究の意義と課題：研究者・職員協働型研究の経験から
3. 学会等名 自治体学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 松井望
2. 発表標題 技術職・専門職の確保・育成の現状とこれから：「広域連携」論議から実践へ
3. 学会等名 第35回自治体学会大会 分科会9「自治体の専門性を考える：これからの地域づくりの要となる専門職と一般職との関係」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 箕輪允智, 深谷健, 林嶺那, 中嶋茂雄, 梶原静香
2. 発表標題 組織内における社会的関係 (LMX-TMX) : 研究者と自治体職員の研究から
3. 学会等名 日本政治学会全国大会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Reona Hayashi, Takeshi Fukaya, Masatoshi Minowa, Shigeo Nakajima, Shizuka Kajiwara
2. 発表標題 Relative importance of leader-member exchange and team-member exchange for work outcomes: OLS and quantile regression analyses using public employee data in Tokyo, Japan
3. 学会等名 International Association of Schools and Institutes of Administration (IASIA)-International Institute of Administrative Sciences (IIAS) 2021 Conference: Public Administration & Industry 4.0/41R (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松井望
2. 発表標題 制度改革以降の都区間協議：児童相談所の移管・設置論議を対象に
3. 学会等名 2020年日本行政学会研究会 (ポスターセッション)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 稲垣浩
2. 発表標題 戦後初期自治体職員人事の制度形成と実態
3. 学会等名 2020年日本行政学会研究会（ポスターセッション）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 長野基
2. 発表標題 分権化と自治区の都市計画
3. 学会等名 ソウル研究院 都市空間研究室 + 東アジア巨大都市における新自由主義型都市計画制度研究会 『ソウル・東京の都市再生：現在・過去・未来』
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 林嶺那・深谷健・箕輪允智
2. 発表標題 公務員の仕事観をどのように把握するか：日本の行政研究におけるQ方法論（Q Methodology）の可能性
3. 学会等名 日本行政学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 稲垣浩
2. 発表標題 戦後日本の地域開発・地域振興と地方創生
3. 学会等名 ケンブリッジ日本人会2019年4月例会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 長野基
2. 発表標題 東京の都市再生施策に見る都市計画行政の構造変化
3. 学会等名 日本行政学会2018年度研究会分科会B「都市計画行政の「官」と「民」」（於 東京大学・本郷キャンパス）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 稲垣浩
2. 発表標題 Local autonomy and local system reform in Japan
3. 学会等名 "Japan -Romania Comparative Research Forum on Government and Local Autonomy System" (主催者: The Department of Public Administration and Management at Babes Bolyai University, Cluj-Napoca, Romania) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松井望
2. 発表標題 消費者行政における多機関連携
3. 学会等名 2017年度日本行政学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 稲垣浩
2. 発表標題 復興・開発と「自治体」職員の形成
3. 学会等名 釧路公立大学地域・産業研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計15件

1. 著者名 港区史編さん委員会	4. 発行年 2023年
2. 出版社 港区	5. 総ページ数 404
3. 書名 『港区史』通史編 現代（上）：（第2章）港区政七〇年のあゆみ（都区制度改革関係について部分執筆（箕輪允智））	

1. 著者名 港区史編さん委員会	4. 発行年 2023年
2. 出版社 港区	5. 総ページ数 408
3. 書名 『港区史』通史編 現代（中）：（第6章）港区の税財政（都区財政調整について部分執筆（箕輪允智））	

1. 著者名 長野基・稲垣浩・松井望・箕輪允智	4. 発行年 2022年
2. 出版社 特別区自治情報・交流センター（特別区協議会）にて公開	5. 総ページ数 58
3. 書名 鈴木勝（目黒区前副区長）インタビュー調査記録	

1. 著者名 ヤンジェソプ・饗庭伸編著，長野基ほか著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 ソウル研究院	5. 総ページ数 469
3. 書名 『ソウルが見た東京、東京が見たソウル：2000年代ソウル・東京の都市空間政策の比較』（韓国語）	

1. 著者名 長野基・稲垣浩・松井望・箕輪允智	4. 発行年 2021年
2. 出版社 特別区自治情報・交流センター（特別区協議会）にて公開	5. 総ページ数 66
3. 書名 田中秀司（港区前副区長）インタビュー調査記録	

1. 著者名 松井望ほか10名	4. 発行年 2020年
2. 出版社 （公財）日本都市センター	5. 総ページ数 300
3. 書名 人口減少時代の都市行政機構（第6次市役所事務機構研究会報告書）	

1. 著者名 松井望ほか6名	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学社会科学研究所	5. 総ページ数 140
3. 書名 自治体計画の特質及び地方分権改革以降の変化と現状	

1. 著者名 伊藤正次編著、松井望ほか著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 229
3. 書名 多機関連携の行政学：事例研究によるアプローチ	

1. 著者名 箕輪允智	4. 発行年 2019年
2. 出版社 吉田書店	5. 総ページ数 390
3. 書名 経時と堆積の自治 : 新潟県中越地方の自治体ガバナンス分析	

1. 著者名 北村喜宣・山口道昭・磯崎初仁・出石稔・田中孝男編、松井望ほか著	4. 発行年 2017年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 432
3. 書名 自治体政策法務の理論と課題別実践 : 鈴木庸夫先生古稀記念	

1. 著者名 TSUJINAKA Yutaka and INATSUGU Hiroaki eds., Contributors including MATSUI Nozomi	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Kyoto University Press	5. 総ページ数 498
3. 書名 Aftermath: Fukushima and the 3.11 Earthquake	

1. 著者名 稲継裕昭編・松井望ほか著	4. 発行年 2017年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 272
3. 書名 東日本大震災大規模調査から読み解く災害対応 : 自治体の体制・職員の行動	

1. 著者名 幸田雅治編、長野基ほか著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 278
3. 書名 地方自治論：変化と未来	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	松井 望 (MATSUI NOZOMI) (70404952)	東京都立大学・都市環境科学研究科・教授 (22604)	
研究分担者	稲垣 浩 (INAGAKI HIROSHI) (30514640)	國學院大学・法学部・教授 (32614)	
研究分担者	箕輪 允智 (MINOWA MASATOSHI) (80734243)	東洋大学・法学部・准教授 (32663)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------